

企画競争実施に関する公示

平成 31 年 4 月 10 日

国土交通省国土交通政策研究所長 小林 浩史

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名：低未利用ストックの利活用促進に向けた地域マネジメント手法に関する調査研究業務
- (2) 業務内容
本業務は、近年顕在化しつつある「都市のスポンジ化」等で生じた低未利用ストックを利活用し、地域マネジメントを通じて都市サービス機能等を補完することにより、住民の生活の質の維持向上を図るための知見を獲得しようとするものである。
具体的には、スポンジ化の傾向が見られる地域について統計資料の分析や現地調査等により低未利用ストックの状況等を把握するとともに、関係者へのインタビュー調査や文献調査を通じ、その特徴や、利活用を阻害する要因等を整理する。これらを踏まえ、地域での課題の認知やその共有手法、マッチング手法などを中心に、低未利用ストックの利活用等を促進する地域マネジメントのあり方について検討する。
- (3) 履行期限：平成 32 年 2 月 28 日（金）を予定

2. 参加要件

本業務への参加は次の要件を満たしていることが必要である。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 31・32・33 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（但し、地方自治体を除く）
- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 情報セキュリティを確保するための十分な体制を整備していること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当者

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館 12 階

国土交通省国土交通政策研究所 研究官 石井（いしい）、研究官 伊藤（いとう）

T E L : 03-5253-8111 （内線）53-824（石井）、53-844（伊藤）

F A X : 03-5253-1678

E-mail : ishii-y2hi@mlit.go.jp、itou-n2uw@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

本業務に係る概要、手続及び評価基準等について示した説明書について、以下のとおり交付する。

- ・ 交付期間：平成 31 年 4 月 10 日（水）から平成 31 年 5 月 10 日（金）17:00 まで
- ・ 交付方法：電子メール又は上記（1）において手交する。

(3) 説明会の開催日時及び開催場所

- ・ 開催日時：平成 31 年 4 月 17 日（水）16:00～17:00
- ・ 開催場所：中央合同庁舎 2 号館地下 1 階 国土交通省第 2 会議室 A

（説明会への出席は任意とする。）

※出席希望者は平成 31 年 4 月 16 日（火）17:00 までに担当者に連絡すること。

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

- ・ 提出期限：平成 31 年 5 月 13 日（月）15:00 まで
- ・ 提出方法：上記（1）に持参又は郵送で提出する。

(5) 企画提案に関するヒアリング

評価の参考とするため、以下の日程で企画提案書の提出者からヒアリングを行う予定である。詳細な日時及び場所は別途連絡する。

- ・ 実施日：平成 31 年 5 月 15 日（水）

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3.（1）に同じ。
- (3) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出期限以降における企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (9) 契約保証金は免除する。
- (10) 契約書は作成する。
- (11) その他の詳細は説明書による。